令和6年能登半島地震 新潟市 復旧・復興までの実施計画

令和6年6月12日 時点



<u>目次</u>

基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・p 1	基本方針2 生業の再建支援
新潟市 復旧・復興への基本方針 ・・・・・・・・p 1	◎中小企業等の生業支援 ・・・・・・・・・p17
基本方針1 生活の再建支援	◎観光産業の支援 ・・・・・・・・・・・p18
◎り災証明書 ・・・・・・・・・・・・・・p2	◎農林水産業の支援 ・・・・・・・・・・p19
©広報 · · · · · · · · p3	◎その他 · · · · · · · · · p20
◎相談 ・・・・・・・・・・・・・・・p4	基本方針3 公共インフラ等の復旧
◎すまいの再建に向けた支援 ・・・・・・・・・p7	◎公共土木施設等の復旧 ・・・・・・・・・・p21
○すまいの再建 · · · · · · · · · · · · · · · p 7	◎公共施設の復旧(学校・社会教育施設、文化財など) ・p22
◎生活の再建に向けた支援 ・・・・・・・・・p10	基本方針4 安心・安全で災害に強いまちづくり
○経済的支援 ・・・・・・・・・・・・p10	◎防災・減災対策の推進 ・・・・・・・・・p24
○減免・免除 ・・・・・・・・・・・・・p12	◎将来に向けた宅地の液状化対策 ・・・・・・・・p25
○その他 ・・・・・・・・・・・・・p15	

基本的な考え方

令和6年1月1日に発生した能登半島地震からの本格的な復旧・復興を確実に進めるため、4つの基本方針のもと、被災された市民や事業 者の声をお聞きしながら、また、国県をはじめ多様な主体と連携協力をしながら、総合的かつ計画的に、市の総力をあげて取り組まなければ なりません。

ここに、復旧・復興に向けた本市の取り組みを「令和6年能登半島地震 新潟市 復旧・復興までの実施計画」としてお示しし、庁内だけ でなく、市民や事業者等とも共有しながら、「一日も早い、復旧・復興の実現に向けて」着実に歩みを進めてまいります。

新潟市 復旧・復興への基本方針 ~一日も早い、復旧・復興の実現に向けて~

基本方針1 生活の再建支援

- ―すまいや暮らしなど、市民の生活再建を支援―
- ・すまいの再建に向けた支援
- ・生活の再建に向けた支援

基本方針2 生業の再建支援

- 一商工業や観光業、農林水産業などの生業再建の推進一
- ・中小企業等の生業支援・・観光産業の支援
- ・農林水産業の支援

基本方針3 公共インフラ等の復旧

- 一被災施設の復旧対策の推進―
- ・公共土木施設等の復旧
- ・公共施設の復旧(学校・社会教育施設、文化財など)

基本方針4 安心・安全で災害に 強いまちづくり

- ―災害に備えた防災・減災対策の推進―
- ・防災・減災対策の推進
- ・液状化対策

Ⅰ 生活の再建支援 - すまいや暮らしなど、市民の生活再建を支援 -

◎り災証明書

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部・区
	令和6年能登半島地震により被害にあった住家(居住実態のある家屋)について、り災証明書を発行する。	R6.1.1~ 申請の受	付・発行				財務部

Ⅰ 生活の再建支援 - すまいや暮らしなど、市民の生活再建を支援 -

◎広報

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
	生活再建支援制度等の情報を迅速かつ確実 に被災者に届けられるよう、以下の媒体を 通じ、広く発信する。						
	・ホームページやメール、SNSなどのデジタ ル媒体	ホームページ・	メール・SNSなど	随時発信	Ī		
	・市報にいがたや被災者支援チラシなどの 紙媒体	市報にいがた・被災者支援チラシなど 随時発信					
			ラシ】 . 24発行 ③2.8発 . 19発行 ⑥4. 22数				政策企画部
生活再建支援制度等の情報発信		テレビ・ラジス	オ・新聞(広告)な	とど 随時	持発信		
	・市長記者会見や報道資料、記者ブリー	【新聞(広告) ①R6.3.14 ②R					
	フィングなどによる報道機関を通じた情報 発信	報道機関を通じ					
	・「被災者支援制度 利用の手引き」WEB 版・PDF版の公開	「被災者支援制度	 度 利用の手引き」 	随時更	新・周知 ・		政策企画部 危機管理防災局
			状況などにより受 捕を抽出できるWEB		I		

Ⅰ 生活の再建支援 - すまいや暮らしなど、市民の生活再建を支援 -

◎相談

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
	被災者が生活再建に取り残されてしまうことのないよう 日も早い再建を目指し、被災した市民に寄り添ったきめ細かな支援を行う。						
	・世帯への戸別訪問などによる被災者の把 握		戸別訪問による支援				
生活再建支援チーム	・地域と連携した被災者への声掛け支援 地域と連携した声掛け支援			政策企画部			
	・被災者の生活や住宅の再建に向けた見守 り・相談支援		委託 民間委託等による見守り・つなぎ 準備 アンケート等 随時実施				
	・被災者への生活再建に向けたアンケート 等の実施						
	・被災者台帳の整備・管理、データに基づ く被災者支援		被災者台帳の 基づく支援	整備・管	理・デー	- タに	

Ⅰ 生活の再建支援 - すまいや暮らしなど、市民の生活再建を支援 -

◎相談

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
	り災証明書の交付に併せ、被災者支援制度 等の相談・申請が行える被災相談窓口を開 設する。	R6. I. 24~					
被災相談窓口の開設	主な取扱い支援策 ・り災証明書・生活再建支援金	相談窓口開設					危機管理防災局
	・水道・下水道免除・住宅修繕・建替 ・家屋の解体・撤去						
心配ごと相談	被災によって生じた不安や悩み、からだや こころの不調、孤独感を傾聴し、必要に応 じて関係機関を案内する。	相談窓口開設	完了 R6.1.29 ~3.31				市民生活部
被災住宅の相談等	地震により被災した住宅の修繕に係る技術 的相談に建築士が応じる。	相談窓口開設	完了 R6.1.15 完了 ~3.29				建築部
士業総合相談会の開催	被災された方々への相談機会を拡充するため、弁護士・司法書士・土地家屋調査士などの専門家による総合相談会を、新潟県弁護士会と共同で開催する。	総合相談会 ①R6.1.31 ②R6.	R6-	年度 時期未定			市民生活部
被災宅地地盤の相談	地震により被災した宅地地盤や擁壁の損壊などに関する疑問について、知見を有する者(公益社団法人地盤工学会)が相談に応じることで、被災者の不安の軽減を図る。	相談窓口開設	①R6.3.9 完了②R6.3.12 ③R6.3.23 ④R6.3.26				都市政策部

Ⅰ 生活の再建支援 - すまいや暮らしなど、市民の生活再建を支援 -

◎相談

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部	
こころとからだの健康相談	地震後、めまい・頭痛が治らない等のから だの相談や、不安やつらい気持ち等のここ ろの相談に対し、保健師や精神保健福祉士 等の専門職が対応し助言や必要な支援を行 う。	通常業務と同様に相談を受付						
			みなし仮設等 への個別訪問 R6.6~				保健衛生部	
こころとからだ健康相談 (児童相談)	被災によるPTSD等の症状や訴えがある児童 について、こころとからだの健康相談を行 う。	通常美	業務と同様に相談る	を受付			こども未来部	

- Ⅰ 生活の再建支援 すまいや暮らしなど、市民の生活再建を支援 -
- ◎すまいの再建に向けた支援
- ○すまいの再建

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
液状化等被害住宅建替・購入への支援	揺れや液状化等による住宅被害に対し、本 市独自の制度により、現地での建替えや移 転しての建替え、新築建売住宅や中古住宅 などの購入を支援する。	R6.3.21~ 建替 支援	・購入への ※	報告 .3. 4 被災家屋 撤去に合			建築部
液状化等被害住宅修繕への支援	揺れや液状化等により被災した住宅の修繕 に加え、付随する門塀や駐車場などの修繕 を市独自に支援することで、被災住宅の早 期復旧を支援する。	R6.1.12~ 住宅修繕等へ	実績報告 ~R7.3.14 の支援 申請期限 R7.2.28				建築部
被災住宅応急修理への支援	被害を受けた住宅に対し、災害救助法に基 づき、被害拡大の防止を図る「緊急修理」 の支援や、日常生活に必要不可欠な最小限 の部分の応急的な修理(応急修理)を支援 する。	R6.1.4~ 緊急修理 修理完 支援 R6.1.3 R6.1.10~	l 申込期限 R6.12.31	修理完了 ※申込工		で	建築部
がけ地近接等危険住宅移転への支援	がけ崩れ等の危険から住民の生命を確保するため、令和6年能登半島地震により避難指示が発令されている住宅等の移転に係る費用の一部を補助する。	R6申請	受付期間 実績 ~R7	報告 .l.3l			建築部

- Ⅰ 生活の再建支援 すまいや暮らしなど、市民の生活再建を支援 -
- ◎すまいの再建に向けた支援
- ○すまいの再建

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
市営住宅の無償提供 災害一時入居用市営住宅の修繕等	一時的な住戸として市営住宅を提供する。 また、市営住宅の空室を修繕し、生活をす るために最低限必要な風呂釜・浴槽・暖房 器具等の生活備品を設置する。	入居 緊急修理・	受人 精品配置				建築部
賃貸型応急住宅の借上げ	災害救助法に基づき、民間賃貸住宅を借上 げ、応急住宅(みなし仮設住宅)として提 供する。	R6.1.17~ 賃貸型点	≅急住宅の提供				建築部
被災者転居費への支援	被災者の円滑かつ早期の住まい再建に資するため、発災時点で居住する住宅が被災したことにより、転居を余儀なくされたものに対し、転居に要した費用の一部を支援する。		21~12.27 居費支援				建築部
被災家屋等の解体・撤去	被災した家屋等を、生活環境保全上の支障 除去及び二次災害の防止を図るため、所有 者の申請に基づき、市が代わって全額公費 で解体・撤去を行う。		12.27 情受付 置等の解体工事				環境部

- Ⅰ 生活の再建支援 すまいや暮らしなど、市民の生活再建を支援 -
- ◎すまいの再建に向けた支援
- ○すまいの再建

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
被災ブロック塀等撤去工事の補助	道路等に面するブロック塀等の倒壊等による被害を未然に防止するため、危険な状態となっているブロック塀等の撤去工事費の一部を補助する。	R6.2.13~3.29 工事完了済みの R6.2.13~R6.12 工事着手前の	実績報告 .27 ~R7.I.3I				建築部
災害被災者住宅復興資金貸付金の利子 補給	市内において自ら居住するための住宅の建 設、購入又は補修を行うための資金の融資 に係る借入利子に対して支援する。	住宅再3 R6.2.13~	~R8. 2.3 建融資借入契約 R 4. .3 申請後、毎年度交	付申請兼	実績報告		建築部
共同排水設備復旧への支援	2戸以上の家屋が協力して排水設備を設置・補修する場合の共同で利用する部分の工事費の4/5を助成する。 (貸家等・法人は対象外)		³ 請受付・排水設備 限:申請受付日が	ı	隻の年度3	ŧ	下水道部
災害公営住宅の検討	住宅を失った低額所得者の住まいの確保に 向けた支援策の一つとして、災害公営住宅 の必要性について、ニーズを把握し検討す る。		ニーズ、意向調査 必要性の検討	€の実施			建築部

- Ⅰ 生活の再建支援 すまいや暮らしなど、市民の生活再建を支援 -
- ◎生活の再建に向けた支援
- ○経済的支援

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
被災者生活再建支援金の支給	居住する住宅が全壊する等、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、下記の支援金を支給する。 ・被害の程度に応じて支給される「基礎支援金」 ・再建方法に応じて支給される「加算支援金」 ・県と連携し、市が上乗せする 「市支援金」	基礎支援金、市 受付・支給 加算支援金受					福祉部
災害援護資金の貸付	住宅が半壊以上か、家財に大きな被害を受けた世帯を対象に、生活の立て直しのため の資金を貸し付ける。	申請受付・貸	登付決定			返済	福祉部
被災世帯向け給付金	災害により被災し、新潟市市税条例の定めるところにより、住民税が全額免除される水準となった者を含む世帯を支援するため 給付金を支給する。		申請受付支給				福祉部
こども医療費助成の一部負担金の助成	災害で半壊以上の被害を受けた場合、また は被災により失業した場合、一部負担金を 払い戻す。	【対象期間】R6.1- 償還払対応	~R6.9の受診分				こども未来部
妊産婦医療費助成の一部負担金の助成	災害で半壊以上の被害を受けた場合、また は被災により失業した場合、一部負担金を 払い戻す。	【対象期間】R6.1 償還払対応	~R6.9の受診分				こども未来部

- Ⅰ 生活の再建支援 すまいや暮らしなど、市民の生活再建を支援 -
- ◎生活の再建に向けた支援
- ○経済的支援

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
ひとり親医療費助成の支給制限解除及 び一部負担金の助成	災害で財産価格の概ねI/2以上の被害を受けた場合、自己または扶養義務者等の所得にかかる支給制限を解除する。 <一部負担金の助成>						こども未来部
	払い戻す。	償還払対応					
児童扶養手当の支給制限の解除	自己または扶養義務者等が災害により財産の価格(災害保険金や損害賠償金等により補填された金額を除く)の概ね1/2以上の損害を受けた場合に、自己または扶養義務者等の所得にかかる支給制限を解除する。	【対象期間】R6.1- 相談・受付	〜R7. I0分の手当				こども未来部
母子父子寡婦福祉資金の貸し付け (住宅資金・生活資金・転宅資金)	住宅を建設、購入、補修、保全等をするための資金、生活の安定・継続に要する資金、住宅を建設、購入、補修、保全等をするための資金を貸し付ける。	相談・受付・審	査・貸付				こども未来部
義援金の受付・配付	被災された方に対して、市独自に受付を 行った義援金を新潟市令和6年能登半島地 震義援金配分委員会の協議を経て決定した 基準により配付する。 別途、新潟県・日本赤十字社・共同募金会 で受付した義援金を受入れ配付する。	義援金受付	配分委員会開催 義援金配付				財務部

- Ⅰ 生活の再建支援 すまいや暮らしなど、市民の生活再建を支援 -
- ◎生活の再建に向けた支援
- ○減免・免除

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
個人市民税・県民税の減免	災害により住宅・家財に被害を受け、納税 することが困難になった場合に、令和6年 1月1日以降に納期限が到来する令和5年 度分の個人市民税・県民税を減免する。	R6.1.1~R6.5.31 減免申請の受付・					財務部
固定資産税・都市計画税の減免	災害により著しく価値を減じた固定資産 (家屋・土地・償却資産)について、固定 資産税・都市計画税を減免する。	R6.1.1~ 減免申請の受付・	決定 R6.6~ 減免の通知・還	र्भ			財務部
国民健康保険料の減免等	住家が一定以上の損害を受けた国民健康保 険の被保険者の保険料を、申請により、一 定期間、減免または支払を猶予する。	R6. I ~ R7. 3 申請受付・	減免実施				福祉部
国民健康保険一部負担金の支払猶予・ 免除	住家が一定以上の損害を受けた国民健康保 険被保険者の、令和6年 月から9月まで の医療機関等での窓口支払を猶予・免除す る。	R6. I ~ R6. 9 一部負担金の9	在除				福祉部

- Ⅰ 生活の再建支援 すまいや暮らしなど、市民の生活再建を支援 -
- ◎生活の再建に向けた支援
- ○減免・免除

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
	住家が一定以上の損害を受けた介護保険の	R6.1~R6.9 介護保険サービス利用料の免除					
介護保険利用料及び保険料の免除 	被保険者の介護サービスの利用料及び保険料を免除する。	R6. I ~ R7. 3 保険料の免除					福祉部
自立支援医療に係る自己負担額の免除	住家が一定の損害を受けた自立支援医療受給者が、医療機関等の窓口で対象者である旨を申告することで、窓口負担分を免除する。	窓口負担分免除	~R6.4診療分				福祉部
障がい福祉サービス等に係る自己負担 額の免除	住家が一定以上の損害を受けた利用者の障 がい者総合支援法等に基づく障がい福祉 サービス等にに係る利用料等を免除する。	利用料等免除	~R6.4サービス提	共分			福祉部
災害時保育一時預かり事業補助金	地震により被災した世帯の児童が一時預か り事業を利用した際に利用料を全額免除す るとともに、受け入れ施設に対して補助金 を交付する。	R6.1.1〜 児童の預かり	R6.4.1~R7.5.31 補助金支払				こども未来部

- Ⅰ 生活の再建支援 すまいや暮らしなど、市民の生活再建を支援 -
- ◎生活の再建に向けた支援
- ○減免・免除

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
災害時保育料の減免	災害により住宅等に著しい被害を受けた方 を対象に、り災証明書に記載された被害の 程度に応じて、準半壊以上の場合に、6か 月間、保育料の全額または半額を減免す る。	R6.1.12~ 申請、保育料	減免				こども未来部
放課後児童クラブ利用料の減免	地震により住宅等に著しい被害を受けた方 を対象に、り災証明書に記載された被害の 程度に応じて、準半壊以上の場合に6か月 間、放課後児童クラブの利用料の全額また は半額を減免する。	R6.1.12~ 利用料減免					こども未来部
災害ごみの処理手数料の減免	地震により破損した家屋の家財道具等のご み処理手数料を全額免除する。	R6.1.4~ 手数料減免					環境部
建築確認申請手数料の減免	地震により被災された方が新築、増築、改 築又は大規模の修繕をする場合の建築確認 申請等の手数料を減免する。		が準半壊以上の場 R6.12.31 -部損壊、	法が適用	される期	間	建築部
上下水道料金の減免	地震により住宅被害を受けた方及び漏水に よる使用量の増加があった方に対し、水道 料金及び下水道使用料を減免する。	R6.1.24~R7.3.31 上下水道料	(期限後も随時受f 金減免	†)			水道局 下水道部

- Ⅰ 生活の再建支援 すまいや暮らしなど、市民の生活再建を支援 -
- ◎生活の再建に向けた支援
- ○その他

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部・区
災害弔慰金の支給	令和6年能登半島地震により死亡した方の遺 族に対して弔慰金を支給する。	支給可否決定、支(随時)弔慰金審					福祉部
避難者への食料等の支援	著しい家屋の損壊や水道・ガス等の未復旧などにより、避難所への避難を余儀なくされている方々に食料・水を提供する。	R6.1~R6.3 弁当提供	完了				市民生活部
避難所及び公共施設への仮設トイレの 設置	地震により開設した避難所や被害を受けた 地域の公共施設に仮設トイレを設置する。	R6.1.2~4.25 仮設トイレ設置	完了				環境部
災害ボランティアセンターの設置	救助と災害ボランティア活動との調整をす るため、西区において災害ボランティアセ ンターを開設する。	R6.1.3~3.31 設置	完了				こども未来部
災害時緊急スクールカウンセラーの活 用	被災した児童生徒の心のケア、教職員・保 護者への助言・援助等を行うため、スクー ルカウンセラーを緊急配置する。	R6. I~R6. 3 緊急配置	完了				教育委員会
	生活支援策や支援の進捗状況を記録する機能なちままるシスティな活用し、独似者のの	R6. I ~ システム導入		運用に参			在 機等理时巛尸
被災者生活再建支援システムの活用	能を有するシステムを活用し、被災者への 支援状況を一元に管理する。	災害	〜 R7年 対応で使用	度末見込			危機管理防災局

- Ⅰ 生活の再建支援 すまいや暮らしなど、市民の生活再建を支援 -
- ◎生活の再建に向けた支援
- ○その他

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部・区
私道の復旧への支援	被災した私道について、生活再建等に向け 迅速な原形復旧を支援するため、要件を満 たす私道の工事費を補助する。		R6.5.20~7.31 申請受付 2回目 C事完了後 輔助金交付				土木部

2 生業の再建支援 - 商工業や観光業、農林水産業などの生業再建の推進 -

◎中小企業等の生業支援

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
経営支援特別融資	資金繰りが悪化している又は今後悪化する 恐れのある事業者を支援するため、経営支 援特別融資(新型感染症・物価高騰対応	R6.1.16~ 受付期間	6.30				経済部
(能登半島地震対応枠)	枠)について、能登半島地震の影響を受け た事業者についても融資対象に追加する。	融資期間(IO年以内)					
商店街環境整備事業補助金	損壊等した商店街のアーケードや街路灯等 の共同施設の復旧に係る経費の一部を支援 する。		3.7~R7.3.31 受付期間 補助金交付				経済部
被災建物等の復旧・再建事業者利子軽減事業補助金	被災した新潟市内の建物等の復旧・再建に かかる工事を請け負う中小・小規模事業者 に対し、工事に必要な資金を金融機関から 借入れた場合の利子相当額を支給する。		R6.4.22~R7.2.28 受付期間 補助金交付				経済部
被災中小企業向け経営相談窓口の設置	新潟IPC財団 ビジネス支援センターに窓口を設置し、被災中小企業・小規模事業者に対する支援情報の提供や資金繰りに関する相談対応を行う。		相談対応				経済部

2 生業の再建支援 - 商工業や観光業、農林水産業などの生業再建の推進 -

◎観光産業の支援

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R	6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
北陸応援割にいがたクーポンの配布	落ち込んだ観光需要を取り戻すため、旅行代金を割り引き、観光需要を喚起する「北陸応援割」に合わせて、市内の旅館・ホテル宿泊者に対し、飲食店やお土産店などで使えるクーポンを配布するキャンペーンを行う。	加盟店登録 R6.2.26~3.6 クーポン配布 R6.3.16~4.26 クーポン利用 R6.3.16~4.30 クーポン換金 R6.5.1~5.24		完了				観光・国際交流部

2 生業の再建支援 - 商工業や観光業、農林水産業などの生業再建の推進 -

◎農林水産業の支援

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
被災証明書の交付	被災した施設等について、被災者の申請に 基づき被災証明書を交付する。	申請纾	受付				農林水産部
	多面的機能支払交付金事業の活動組織に対し、被災した農業用施設の小規模な被災箇	R6. 2. 22	R7.3.31				
多面的機能支払交付金の活用 	し、被災した農業用施設の小規模な被災固 所の補修や復旧を、多面的機能支払交付金 事業を活用し、費用を追加支援する。	交付申請	・補修・復旧				農林水産部
農業経営復旧への支援	被災した農業者に対し、営農再開や農業生産の維持を図るため、農業用ハウスや共同利用施設、農業用機械、資材庫等の復旧に係る費用を支援する。	施設、機械等復	R7.3.31 旧への支援				農林水産部
	被災した農業者が、復旧のために借り入れ		R6.1.1~8.31				
農業制度資金への対策	る農業制度資金等について利子および保証 料相当額の支援や低利資金の設定をするこ とにより、経営の再建を支援する。	100 111-211 1202					農林水産部

2 生業の再建支援 - 商工業や観光業、農林水産業などの生業再建の推進 -

◎その他

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
被災届出証明書の交付	・被災した施設等について、被災者の届出 に基づき被災届出証明書を交付する。		申請受付			年以内	危機管理防災局 経済部 農林水産部

3 公共インフラ等の復旧 - 被災施設の復旧対策の推進 -

◎公共土木施設等の復旧

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
水道の復旧	配水管、給水管、浄水場等の復旧を行う。	災害査定・	R7.2 復旧工事				水道局
下水道の復旧	下水道施設の復旧を行う。	調査・応急対	応・災害査定・復	日工事	R8年度	前半	下水道部
水路の復旧	法定外公共物(水路)、その他地震被害を 受けた付帯構造物の復旧を行う。		復旧工事				土木部 下水道部
道路の復旧	被災した市道や県道などについて、震災直 後の応急修繕から復旧工事を行う。	被害状況調查 応急修繕 災害査定	R6.4~ 測量設計 R6.8頃~	R8年度前 工事	*		土木部
公園の復旧	被害を受けた公共土木施設(公園)について、震災直後の応急修繕から復旧工事を行う。	被害状況調査 災害査定	R6.5 復旧工事	R7年度末			土木部
農業用施設の復旧	市が管理する排水機場、排水路等の復旧と 農業用施設を復旧する土地改良区等への支 援を行う。	応急・復旧エ 復旧工事への		度中			農林水産部

3 公共インフラ等の復旧 - 被災施設の復旧対策の推進 -

◎公共施設の復旧(学校・社会教育施設、文化財など)

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
市営住宅の復旧	・市営住宅(大野藤山、宮浦、川岸町、曽野 木、新鯵潟)	緊急修繕・復	R6年度中 旧工事				建築部
学校等施設の復旧	・学校 ・幼稚園 ・給食センター	※R6年度中 仮設校舎…設計 ※R7年度から何 校舎改築・グラ	旧工事	(R11年度 3)…基2 設讀	中) 本構想・ 計・建設=		教育委員会
社会教育施設の復旧	·公民館 ·図書館	緊急修繕・復	R6年度中 [旧工事				教育委員会
文化・スポーツ施設の復旧	・新潟市陸上競技場・新潟市体育館 ・新潟市アイスアリーナ ・新潟市音楽文化会館・新潟市水族館 ・旧笹川家住宅 など	緊急修繕・復 旧笹川家住宅 災害復旧と併					文化スポーツ部 区役所

3 公共インフラ等の復旧 - 被災施設の復旧対策の推進 -

◎公共施設の復旧(学校・社会教育施設、文化財など)

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
社会福祉施設の復旧	・市立保育園 ・ひまわりクラブ・新潟市総合福祉会館 ・坂井輪児童館 など ・被害を受けた私立保育園、介護施設等へ の支援	緊急修繕・復 私立保育園・/ 協議・実地調査 復旧工事の支援	↑護施設等… 蚤・補助金交付				こども未来部 福祉部 区役所
自治会等集会所の復旧 コミュニティ施設の復旧	・被害を受けた自治会等集会所への支援・コミュニティセンターなど	自治会等集会所 建替え、購入、 コミュニティセ 緊急修繕・復旧	修繕の支援				市民生活部区役所
庁舎等施設の復旧	・廃棄物処理施設等(新田清掃センター、 亀田清掃センター、鎧潟クリーンセン ター、舞平清掃センター、清掃事務所、舞 平清掃センター附属休憩所) ・新潟市食肉センター・食肉衛生検査所 ・新潟市アグリパーク ・区役所 ・消防施設 など	緊急修繕・復	R6年度中 旧工事 西消防署寺尾出 応急復旧工事		日への課是	夏検討、	環境部 農林水産部 保健衛生部 区役所 消防局

4 安心・安全で災害に強いまちづくり - 災害に備えた防災・減災対策の推進 - ◎防災・減災対策の推進

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
災害初期対応の検証	今回の地震に対する本市における災害対応 について、全庁的な課題整理を行うととも に、改善に向けた取組を検討することで、 本市の災害対応の強化を図り、次の災害に 備える。		R6.5~9 R7.3 検証実施 計画	方災			危機管理防災局
ICTを活用した避難所の機能強化	津波災害警戒区域内(発災から120分未満で 津波が到着する地域)の避難所等に対し て、遠隔操作等によるキーボックスなどを 整備する。		R6年度内予定 整備				危機管理防災局
備蓄物資の整備	令和4年3月に県が公表した新潟県地震被害想定調査に基づき、発災当初の想定避難者数等に応じた備蓄物資を配備する。		購入・避難所等へ配備		 に基づき ・配備 		危機管理防災局
地域防災力の向上	災害等で生じる被害を軽減するために、日 頃から自治会等を主体とした自主防災組織 による防災活動の支援や防災リーダー育成 を推進し、地域防災力の向上を目的とし て、自主防災組織の結成や防災訓練の実施 を支援する。		継続実施				危機管理防災局
8区防災アクション2024	各区において防災・減災関連事業を実施す ることにより、地域防災力の向上を図る。		事業実施				区役所

4 安心・安全で災害に強いまちづくり - 災害に備えた防災・減災対策の推進 - ◎将来に向けた宅地の液状化対策

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
液状化等に関する説明会	地震に伴う被災の概況、建物の被害に対する復旧方法、各種支援制度などについて説明会を開催。また、説明会終了後、支援制度などに関する相談ブースを設ける。	說	R6.4.27 黒坎明会 R6.4.30 西海 R6.5.17 曾里	f潟市民:	余館		都市政策部
宅地液状化防止事業の実施	宅地等の被災状況について整理を行い、そのうち特に液状化による被害の調査・分析・基本設計を実施する。設計により対策が可能であると判断されたエリアについて、地元意向確認を行い、同意が得られたエリアにおいて、詳細設計及び工事を実施し、将来に向けた宅地の液状化防止対策を行う。		R6. 4. 設置 検討会議 調査		技術的検本設計)地元向		